

## 国税庁『確定申告書等作成コーナー』

国税庁作成の『平成 22 年分 確定申告書等作成コーナー』を利用した確定申告書の作成について説明します。

一度作成しておくことにより、次年度での作成時に、基本データがそのまま活用でき、基本的には数値のみの入力で作成が可能となります。

### 『アクセス』

平成 22 年分 確定申告書等作成コーナー: [https://www.keisan.nta.go.jp/h22/ta\\_top.htm](https://www.keisan.nta.go.jp/h22/ta_top.htm) にアクセスする。

### 『作成方法』

- ① 初めての作成は、下記の『作成開始』をクリックし、始めてください。



【注意】作成途中でも『保存』ができます。

保存した後、改めて実施するときは、下記の『作成再開』をクリックし再開しますが再開方法については別途説明します。



- ② 上記をクリック後、『**ウインドウを閉じますか。**』とポップアップしますので『はい』をクリック。

- ③ 次画面で『**書面提出**』をクリック。

- ④ 次画面で、上段にある下記箇所の口をクリックし⇒最下段の **入力終了(次へ) >** をクリック。

既にご利用環境を確認済みの場合、こちらのチェックボックスから全ての項目に一括でチェックを入れることができます。

このパソコンの環境における、下記のチェック項目については、全て確認済みです。

- ⑤ 次画面で『郵便番号』を入力し **住所検索** をクリックで基本住所が自動入力されるので、**番地、アパート名等** 追加入力する。

- ⑥ 次に『氏名』を入力し⇒ **入力終了(次へ) >** をクリック。

- ⑦ 次画面で、下記の『**所得税の確定申告書**』をクリック。



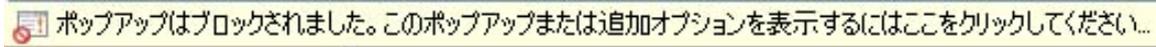
- ⑧ 次画面で『**左記に該当しない方**』をクリック。

- ⑨ 次画面で、 **確定申告書等を印刷して税務署に提出する。** にチェック有を確認し、『**生年月日**』を入力し、⇒ **入力終了(次へ) >** をクリック。

以上で基礎入力を完了し、確定申告の作成に入りますが、以下に注意してください。。

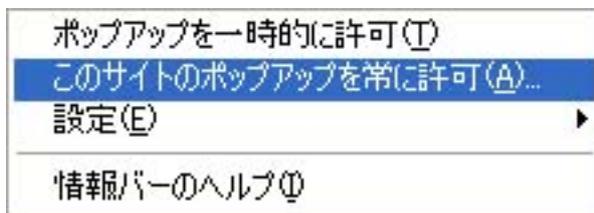
**【注意】**

作成を開始しようと、例えば収入金額等欄において『給与』をクリックしたところ、開かず下記のような表示が上段に出ている場合があります。

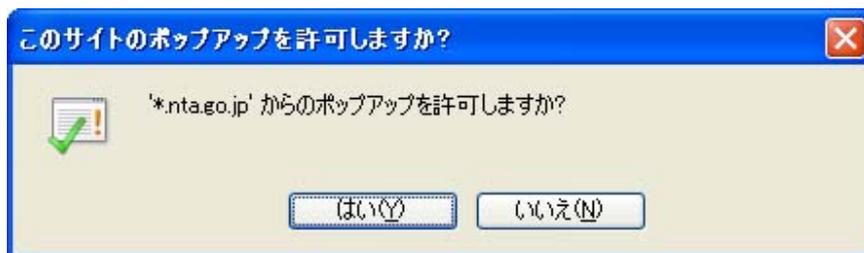


このときは、以下の方法で処置してください。

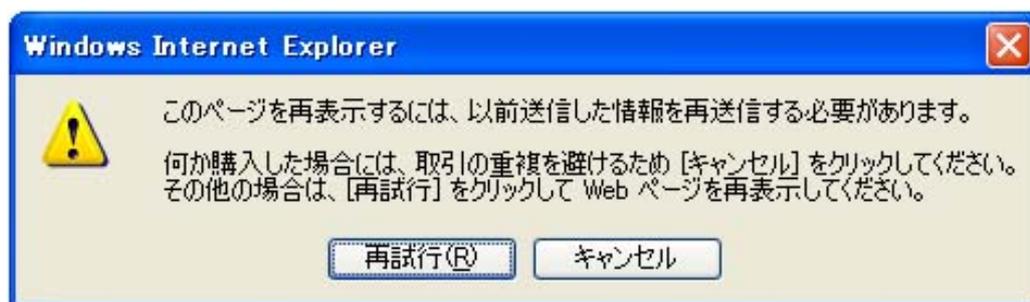
上記の『ポップアップ……』表示をクリックし、次に表示された下記表示で『このサイトのポップアップを常に許可』をクリックする。



下記表示で『はい』をクリック。



下記表示で『再試行』をクリック。



改めて『所得・所得控除等入力』票が表示されますので『給与』等をクリックし、作成を始めてください。

それでは確定申告の作成に入ります。

入力項目については個々に違ってきますが、給与、年金の人は以下が基本と考えます。

### ① 給与

収入金額等欄の『給与』をクリック。

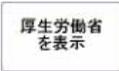
【注意】クリック後、『ポップアップブロック』の注意が出た場合はポップアップを有効にする。

源泉徴収票から記載項目、支払者の住所・氏名等を入力。

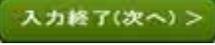
源泉徴収税額が0円の場合も『0』入力を忘れずに。⇒  をクリック。

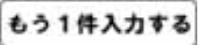
### ② 公的年金等

『厚生労働省』欄には老齢厚生年金等の記載項目を入力。

住所等は  をクリックし自動入力。

『厚生労働省以外』欄には三洋企業年金基金等の記載項目を入力。

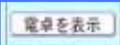
支払者の住所・氏名等も入力し、⇒  をクリック。

【注意】公的年金が枚数ある場合は  をクリックで追加入力する。

### ③ その他(個人年金等公的年金以外のもの)

『種類』10年確定等、『名称』明治安田生命保険相互会社等、『場所』所在地を入力。

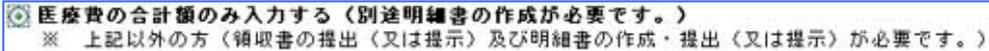
『種類』確定年金等、『名称』全労済等、『場所』所在地を入力。等々

『その他の雑所得に係る必要経費の合計額』を合算し  へ入力。

⇒  をクリック。

### ④ 医療費控除

医療費合計額を計算し、下記の○をクリックし、チェック。

 ※ 上記以外の方(領収書の提出(又は提示)及び明細書の作成・提出(又は提示)が必要です。)

『医療費の合計額』、『補てん金額』を入力し、⇒  をクリック。

### ⑤ 社会保険料控除

社会保険料控除証明書を準備し、『選択してください』をクリックし、介護保険、健康保険等

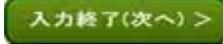
選択し、証明額を入力する。⇒  をクリック。

### ⑥ 生命保険料控除

生命保険料控除証明書を準備し、『個人年金証明額』、『一般証明額』を分類し入力。

⇒  をクリック。

### ⑦ 地震保険料控除

『保険の種類』地震保険料等、『保険料の金額』を入力し、⇒  をクリック。

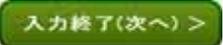
### ⑧ 配偶者控除

『配偶者の氏名』、『配偶者の生年月日』、『配偶者の所得金額』を入力。

⇒  をクリック。

### ⑨ 扶養控除

『扶養親族の氏名』、『続柄』、『同居老親』、『生年月日』、『障害者該当』を入力、選択。

⇒  をクリック。

## ⑩ 株式等の譲渡所得等

『**株式等の譲渡所得等**』をクリックし、株式の『**特定口座年間取引報告書**』等から記載。

『**取引区分の選択**』

- ① 前年より繰り越した譲渡損失がある場合は口をチェック。今回初めての損失は不要。
- ② 株式譲渡は、『特定口座(簡易)』か『特定口座(源泉)』『一般口座』を確認し、  
該当の口をチェックし⇒ **入力終了(次へ) >** をクリック。

(1) 平成21年以前から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額がある方はチェックしてください。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額がある。	<input type="checkbox"/>
-------------------------------	--------------------------

(2) 平成22年中の株式等の譲渡等について当てはまるものをチェックしてください。

特定口座(簡易申告口座)の取引がある。	<input type="checkbox"/>
特定口座(源泉徴収口座)のうち申告する株式等の譲渡等がある。(注)	<input type="checkbox"/>
特定口座以外(一般口座)で、上場分の取引がある(相対取引は含まれません。)	<input type="checkbox"/>
未公開分の取引(上場株式等の相対取引を含みます。)がある。	<input type="checkbox"/>

特定管理株式等が価値を失った場合の特例の適用がある。	<input type="checkbox"/>
----------------------------	--------------------------

特定投資株式の取得に要した金額の控除の特例の適用がある。	<input type="checkbox"/>
------------------------------	--------------------------

当コーナーをご利用いただけない特例計算の詳細については、[こちら](#)をクリックしてください。

(注) 特定口座(源泉徴収口座)のうち、**配当所得のみ申告する場合には、配当所得(又は上場株式等の配当所得)の画面から入力してください。**

『**一般口座**』の場合

- 【事例】三洋電機
- ・取得 平成18年6月7日 600,000円
  - ・売却 平成22年6月3日 300,000円

証券会社を通じて売却しましたが、特定口座は利用していません。  
売却時に、委託手数料19,000円がかかりました。

一般口座での上場分の取引を入力します。

※ 特定口座に係る取引は、入力しないでください。 [入力例はこちら](#)

- 1 譲渡による収入金額の合計額を入力してください。(半角)  円  
※ 収入金額とは、譲渡価額(譲渡のための委託手数料等の控除前)の金額をいいます。
- 2 [その他の収入金額](#)の合計額を入力してください。(半角)  円
- 3 取得費(取得価額)の合計額を入力してください。(半角)  円
- 4 譲渡のための委託手数料を入力してください。(半角)  円

5 上記3、4以外の必要経費又は譲渡に要した費用等があれば入力してください。  
なお、入力欄は一つしかありませんので、二つ以上ある方については、金額の大きい費用等の名称に「他」をつけて入力し(〇〇他)、金額は合計額を入力してください。

必要経費又は譲渡に要した費用等の名称	金額(半角)
<input type="text"/> (全角11文字以内)	<input type="text"/> 円

後は順次『**入力例**』、『**取引明細書**』を見ながら記載。⇒ **入力終了(次へ) >** をクリック。

『特定口座(源泉徴収口座)』の場合

『特定口座年間取引報告書』等から記載。[ ]内を記載し⇒ **入力終了(次へ) >** をクリック。

1/1 件目

1. 口座情報の入力(特定口座年間取引報告書の右上の表示を入力してください。)

(1) 勘定の種類  1 保管  2 信用  3 配当

(2) 口座開設年月日 平成 年 月 日

書面提出では表示されない

2. 「譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等」の入力

		源泉徴収税額 (所得税)	0 円	株式等譲渡所得割額 (住民税)	0 円
譲渡区分	① 譲渡の対価の額 (収入金額)	② 取得費及び譲渡に要した 費用の額等	③ 差引金額 (譲渡所得等の金額) (① - ②)		
上場分	147,000 円	145,000 円	2,000 円		
特定信用分	9,830,400 円	9,970,640 円	-140,240 円		
合計	9,977,400 円	10,115,640 円	-138,240 円		

3. 「配当等の額及び源泉徴収税額等」の入力

配当等の額がある場合に、その配当等を申告するかどうかを選択してください。  
配当等の額がない場合は、「2」を選択してください。  
配当等のみを申告する場合は、「配当所得」又は「上場株式等に係る配当所得」から入力してください。

- 1 この口座の配当等を申告する。
- 2 この口座の配当等は申告しない。(→「4.『金融商品取引業者等』の入力」へ)

【注意】

- 1 源泉徴収口座の譲渡損益又は上場株式等に係る配当所得を申告するかどうかは口座ごとに選択できます。
- 2 同一源泉徴収口座内の譲渡所得等のみを申告し、配当所得を申告しないことも選択できます。  
ただし、源泉徴収口座の譲渡損失の金額を確定申告する場合には、その源泉徴収口座の配当所得の金額を併せて申告しなければなりません。

現在、配当所得の課税方式は、**申告分離課税** です。

[総合課税と申告分離課税について](#)

課税方式は、配当等を申告する場合には、次の画面で選択(又は切り替え)することができます。(単位: 円)

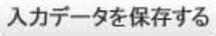
種類	配当等の額	源泉徴収税額(所得税)	配当割額(住民税)	.....
④株式・出資又は基金	0	.	.	
⑤投資信託又は 特定受益証券発行信託	0	.	.	
⑥オープン型証券投資信託	0	.	.	
⑦国外株式、国外投資信託等	0	.	.	
⑧合計(配当所得の金額) (④+⑤+⑥+⑦)	0	.	.	.....
⑨譲渡損失の金額	138,240	.	.	
⑩差引金額(⑧-⑨)	0	.	.	
⑪納付税額		0	0	
⑫還付税額(⑩-⑪)		:	:	

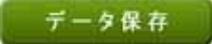
配当所得に係る負債の利子の額 [ ] 円 (配当等の支払われた株式等を取得するために要した負債の利子がある場合は、こちらに入力してください。)

4. 「金融商品取引業者等」の入力

金融商品取引業者等	所在地	東京都千代田区内神田 1 - 1 3 - 4
	名称	コスモ証券株式会社 東京支店

『翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額』については  
順次内容を確認し、**入力終了(次へ) >** をクリックしていくと最終項目で表示されます。

以上で基本的な確定申告は終了しましたので、とりあえずここで『保存』をしましょう。  
『所得控除等入力』画面で、最下段にある  をクリック。

次画面で  をクリックし、メッセージポップアップで『OK』をクリック。  
ファイルのダウンロードで『保存』をクリック。保存先を決定し『保存』。  
『閉じる』で『所得控除等入力』画面に戻り、⇒  をクリック。

次画面『住民税・事業税に関する事項』は入力の必要はないと思いますが、  
必要事項があれば入力してください。⇒  をクリック。

次画面『住所・氏名等の入力』

入力済み項目もありますが、内容を確認し、必要項目を入力、選択してください。

『住所・提出先税務署』、『氏名・性別・電話番号・連絡先区分・提出年月日』『還付口座』等。  
⇒  をクリック。

次画面『申告書等印刷』

 をクリック。

次画面で再度  をクリックすると、別画面で印刷のプレビューが表示される。

別画面の『ファイル』⇒『印刷』(印刷はカラーで)⇒『OK』をクリック。

印刷終了で、別画面の  で閉じる。

『申請書等印刷』画面に戻り、 をクリック。

次画面『作成後の確認事項』

確認お必要があれば各項目を確認し、 をクリック。

次画面『ご利用有難うございました』で、再度、『データ保存』を行い『終了』をクリック。

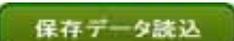
### 【保存後の作成再開】

保存した後、改めて再開するときは、下記の『作成再開』をクリックし再開します。

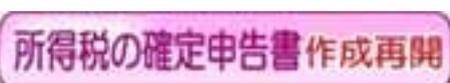


次画面で下記の『参照』をクリックし、保存したファイルを『開く』クリックで開き、

保存ファイル名:  

⇒  をクリック。

次画面で下記の『作成再開』をクリック。



しばらくすると『所得控除等入力』画面が表示されますので、以下上述の通りです。